

<彦根城博物館ミュージアムショップ商品出品要件>

●出品期間(予定)

令和7年3月20日から令和8年3月31日まで（ただし、当館休館日を除く。）

※年度ごとに委託販売契約を締結することとしますが、当館の予算上の都合により、販売の一時休止または中止する場合があります。

●出品場所

彦根城博物館内ミュージアムショップ

(彦根市金亀町1番1号)

●営業時間

午前8時30分から午後5時まで

●販売方法

委託販売 POSレジ・消化仕入れ方式

<委託販売>

- ・出品者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、当館において、出品された商品の買取は行いません。

<POSレジ>

- ・当館ショップでは、スピーディーで正確なレジ対応を行うため、POSレジシステムを採用しています。商品管理のため、商品納品時にソースマーキングされていない商品については、商品形状の小さいもの等を除き、包装袋等にバーコードを貼付いたしますので、ご了承ください。

<消化仕入れ方式>

- ・消化仕入れ方式のため、販売実現に至るまでの商品在庫リスクは出品者側の負担となります。

※当館職員や売店スタッフの不正等、当方責任による場合を除き、万引き等によるリスク負担は出品者側となります。なお、当館売店スタッフは、運営業務を委託している業者雇用のスタッフです。

●委託販売手数料

販売金額の20%

●精算方法

月ごとに精算します。

※毎月ごとに、売上金額から販売手数料を差し引いた精算額等をお知らせし、出品者からの請求によりお支払いします。

●商品搬入について

初回搬入は、令和7年3月上旬の当館が指定する日とします。(別途ご案内します。) 二回目以降は、当館開館日の午前9時から午後4時の間で随時搬入をお願いします。なお、搬入方法については、当館と調整のうえ行ってください。

●商品陳列について

商品構成や商品陳列場所等は、当館において決定することとし、季節・展示内容等により調整・変更を随時行います。なお、出品者側での陳列場所の指定はできませんのであらかじめご了承ください。

●商品管理について

- ・プライスカードは当館で用意しますが、出品者にて各商品の簡単な説明文をご用意ください。
- ・商品には、「名称」・「原材料」・「内容量」・「賞味期限」・「保存方法」・「製造者」・「製造所」・「連絡先」等が明示されているものとします。ただし、ストラップ、バッジ、タオル等、明示が困難な商品については例外とします。
- ・食品の場合、商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)は、出品者の責任とします。また、保健所の許可を受けた施設において、出品者自らが製造したものであること、もしくは、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業所に製造を委託したものであることとします。
- ・冷蔵および冷凍保管可能な設備はありませんので、取り扱いは、常温保管できる商品に限ります。
- ・賞味期限のある商品の管理については、出品者において責任を持って管理(在庫管理含む)してください。また、当館とあらかじめ協議のうえ定めた賞味期限の残日数が到来した商品については、引き取り対応を迅速に行ってください。
- ・商品の在庫が減少した場合は、速やかに補充してください。
- ・当館は、飲食禁止施設のため、試食については行いません。
- ・当館ミュージアムショップでは、保健所の許可が必要となる食品等の販売は出来ないため、出品不可となります。包装等を含めご注意ください。
- ・お弁当やアルコール類の販売は行いません。

●バーコード値札

- ・商品自体またはパッケージ等に印刷された「JAN 単品コード」は、49 または 45 等で始まる単品コードを示します。これらのコードは POS レジにて売価を事前に POS システムマスター登録する必要があるため、JAN コードを事前に当館にお知らせいただきます。
- ・「JAN 単品コード」がない商品については、当館にて「インスタアコード」を設定した後、バーコード値札を作成し、商品に貼付します。

●袋および包装紙

- ・箱物の商品は、必ず包装してください。ただし、商品内容がわかるように見本を付けていただきます。
- ・当館でも土産袋として紙袋等を用意(有料)する予定ですが、各出品者の袋も極力つけてくださいますよう、ご協力をお願いします。

●納品伝票

- ・納品に際しては、原則として「納品書」を添付してください。
- ・納品書の形式は問いません。納品書はショップでの商品確認や陳列等に役立てさせていただきます。
- ・出品者と当館との契約は「消化仕入れ方式」です。したがって、「納品書」によって仕入れ代金をお支払いするわけではありません。

●生産物賠償責任法(PL 法)保険の対応

消費者が口にしたり、触ったりする商品を販売する関係上、「生産物賠償責任法(PL 法)保険」に加入することを条件とし、万が一、製造物の事故による消費者からの損害賠償が発生した場合には出品者に対応いただきます。

●法令の遵守

販売する商品の法的規制(著作権法令、商品安全基準法規等)に触れないことを出品条件とします。

●その他

- ・出品に要する費用(消耗品費、包装費、輸送費等)については、原則、出品者の負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・出品する商品については、安定供給に努めてください。
- ・商品の補充等、当館からの連絡に対して迅速に対応してください。
- ・不適格な事項が判明した場合は、出品の中止や取り消しを行う場合があります。

- ・ 出品期間満了以降の出品継続の可否等については、期間終了前に当館において、再度、調整・決定を行います。
- ・ 商品の取り扱い等詳細については、出品商品決定後に、当館と出品者で調整し決定するものとします。
- ・ 上記のほか、本要件に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当館と出品者で協議のうえ定めることとします。